

工事費の分類について

本市設計書は、原則、工事価格(税抜の設計金額)を算出する場合

$$\text{工事価格} = \text{機器費}^* + \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \text{一般管理費}$$

の式を用いています。

(※ 機器費は 営繕工事以外の「電気・電気通信」、機械器具設置工事の場合のみ)

本市の調査基準価格および失格判断基準はこの5項目(機器費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)を基準にしていますが、工事によっては、この5項目以外の記載がある場合があります。そのような例外項目が、どの費用として分類されるのかの目安の一覧を示します。

工種 分類	土木一式、とび・土工・コンクリート(解体工事除く)、塗装、舗装、造園、鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設	建築一式、営繕工事の「電気・電気通信」、管、解体工事	営繕工事以外の「電気・電気通信」、機械器具設置工事
機器費 に分類されるもの	機器費	設計技術費	機器費 設計技術費
直接工事費 に分類されるもの	直接工事費	直接工事費	直接工事費
共通仮設費 に分類されるもの	共通仮設費	共通仮設費	共通仮設費 間接労務費
現場管理費 に分類されるもの	現場管理費	現場管理費	現場管理費 据付間接費 (技術者、機器)
一般管理費 に分類されるもの	一般管理費	一般管理費	一般管理費